

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成19年9月28日付けで、実施機関に対し、「平成18年10月23日～24日に開催された第3回全国少年相談フォーラムで配布された資料」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、実施機関が保有する公文書を検索した結果、対象となる公文書が存在しなかったため、平成19年10月9日付け少第613号により、「請求に係る公文書を取得していないため。」との理由を付して、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成19年10月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、「開示請求に係る公文書は存在する」というものであり、その他審査請求人から意見書等の提出はされていない。

### 第 4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 第3回全国少年相談フォーラムについて

第3回全国少年相談フォーラムとは、平成18年10月23日（月）～24日（火）に、少年相談に従事している全国の警察職員に、専門職として必要なカウンセリングの知識や技術を研修させ、資質向上を図るとともに、非行防止対策に関して関係機関と広く協議し、効果的な連携を図ることで、少年の非行防止や立直り支援を活性化させることを目的として、警察庁主催により北海道札幌市において開催されたものであり、当県では警察本部生活安全部少年課所属職員2名が出席している。

#### 2 本件処分に係る公開請求に至る経緯について

審査請求人は、実施機関に対し、平成19年7月20日付けで「昨年度から現在に至るまでの発達障害者に関する警察職員研修に関する文書」の公開請求を行い、それに対し、当該フォーラムの開催通知とそれに出席した少年課員が作成した報告書（当該報告書にはプログラムが添付されている。）の2件の文書を対象公文書として特定し、同年8月31日付け少第548号により、個人情報等一部の情報を非公開とする公文書部分公開決定を行った。

同年9月28日、審査請求人が警察本部情報公開窓口において当該文書の公開を受けたところ、対象公文書では発達障害者に関する情報が少ない、公開文書以外にも資料があるはずであるなどとし、本件処分に係る公開請求を行った。

### 3 本件処分について

実施機関は、当該公開請求に対し、対象公文書を検索したところ、請求に係る公文書を取得しておらず、対象となる公文書が存在しなかったため、本件処分を行った。

### 4 本件処分の妥当性

実施機関は、当該フォーラムについての開催通知及び参加結果についての報告書の保管場所や旅行復命書の保管場所を検索したが、対象公文書が保管されておらず、また、当該フォーラムの参加職員に配付資料の有無について聴取したが、本件対象公文書は取得していない旨確認された。

さらに、当該フォーラムの主催者にも確認したが、本件対象文書がなかった旨の回答が得られた。

### 5 審査請求の理由について

審査請求人は、「開示請求に係る公文書は存在する」と主張するが、その根拠が明らかでない。当該フォーラムは、シンポジウム、ディスカッション及び特別講演がその内容であり、この種の行事では、一般の会議、研修会と異なり、配付資料がないのが通例である。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分に係る公開請求に至る経緯とその内容について

審査請求人は、本件処分に係る公開請求以前に、平成19年7月20日付けで「発達障害者に関する警察職員研修に関する文書（平成18年4月1日～平成19年7月20日）」についての公開請求をしており、平成19年8月31日付け少第548号により公文書部分公開決定を受け、第3回全国少年相談フォーラムに係るプログラム、開催通知、職員の作成した報告書について、同年9月28日、公開を受けている。

実施機関は、審査請求人は公開を受けた文書以外に別に文書があるとの考えを申し立てた上で、同日、本件公開請求を行ったものであり、公開済みの対象公文書を公開対象から除くことについては了解していると説明するが、その説明は合理的なものといえるため、本件処分に係る公開請求は、平成19年8月31日付け少第548号により公文書部分公開決定により公開を受けた文書以外の文書の公開を求めるものと判断し、これを前提に本件処分の妥当性を判断する。

### 2 条例上の対象公文書について

条例は、条例に基づく公開請求の対象となる公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」

( 条例第 2 条第 2 項 ) としており、実施機関の職員が取得しておらず、実施機関が保有していない文書については公開対象としていないものである。

### 3 実施機関の決定の妥当性について

実施機関は、本件処分の理由について、「請求に係る公文書を取得していないため」としており、その妥当性を検討するに、実施機関は、当該フォーラムについての開催通知や報告書の保管場所や旅行復命書の保管場所を検索したが対象公文書が保管されていなかったこと、また、当該フォーラムに参加した職員に聴取を行い、公開済みの文書以外に配付資料がなかったことを確認したほか、当該フォーラムの主催者にもその旨を確認したとしている。

また、当該フォーラムは、有識者によるシンポジウム、ディスカッション及び特別講演がその内容となっており、その性質に鑑みると、配付資料がなかったとしても特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

一方、審査請求人は、配付資料が存在するとして当該審査請求を行っているが、存在すると主張する理由が示されておらず、実施機関において文書を保有していると認めるに足りる証拠はないと言わざるを得ない。

よって、本件処分に係る公開請求を満たす文書を取得していないことを理由とする本件処分に違法、不当な点は認められず、審査請求人の審査請求には理由がないことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成 19 年 10 月 18 日	・ 諮問を受けた。
平成 19 年 10 月 26 日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成 19 年 10 月 30 日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成 19 年 12 月 17 日 ( 第 74 回 審査会 )	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成 20 年 2 月 6 日 ( 第 75 回 審査会 )	・ 諮問事案の審議を行った。

( 参考 ) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

( 五十音順 )